

(2) 振動関係の届出一覧

届出を必要とする場合		届出の根拠	届出の様式	添付書類	届出期限	
設置	特定施設を設置しようとする場合(振動関係の特定施設をはじめて設置する場合)	(法律) 振動規制法第6条	特定施設設置届出書 (様式第1)	○振動の防止方法 ○付近の見取図 ○建物の配置図・構造図 ○施設の配置図・構造図(カタログ等)	設置工事開始の30日前まで	
		(条例) 県条例第80条	振動に係る特定施設等設置届出書 (様式第17号)			
	①1つの地域が指定地域となった際、その地域において特定施設を設置している場合 ②1つの施設が特定施設となった際、その地域において特定施設を設置している場合(工事中のものを含む。)	(法律) 振動規制法第7条	特定施設使用届出書 (様式第2)		○敷地境界線における振動の予測値に関する資料	指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内
		(条例) 県条例第81条	振動に係る特定施設等使用届出書 (様式第17号)			
変更	特定施設の種別及び能力ごとの数を変更する場合 ※1	(法律) 振動規制法第8条	特定施設の種別ごとの数変更届出書 (様式第3)	○敷地境界線における振動の予測値に関する資料	変更に係る工事開始の30日前まで	
		(条例) 県条例第82条	振動に係る特定施設の種別ごとの数変更届出書 (様式第18号)			
	特定施設の使用の方法を変更する場合 ※2	(法律) 振動規制法第8条	特定施設の種別ごとの数変更届出書 (様式第3)			
		(条例) 県条例第82条	振動に係る特定施設の種別ごとの数変更届出書 (様式第18号)			
	振動の防止の方法を変更する場合 ※3	(法律) 振動規制法第8条	振動の防止方法の変更届出書 (様式第4)			
		(条例) 県条例第82条	振動の防止の方法変更届出書 (様式第19号)			
届出を行った者の氏名、住所並びに法人にあっては代表者の氏名、工場及び事業場の名称、所在地等の変更があった場合 ※4	(法律) 振動規制法第10条	氏名等変更届出書 (様式第6)	—	変更した日から30日以内		
	(条例) 県条例第84条で準用する県条例第18	氏名等変更届出書 (様式第4号)				
廃止	特定施設(振動関係に限る。)をすべて廃止した場合	(法律) 振動規制法第10条	特定施設使用全廃届出書 (様式第7)	—	廃止した日から30日以内	
		(条例) 県条例第84条で準用する県条例第18	使用廃止届出書 (様式第5号)			
承継	届出を行った者から譲受け、借受け、相続、合併等によってその届出に係る特定施設のすべてを承継した場合	(法律) 振動規制法第11条	承継届出書 (様式第8)	○承継の事実を示す書類の写し	承継があった日から30日以内	
		(条例) 県条例第84条で準用する県条例第19	承継届出書 (様式第6)			

- ※1 届出に係る特定施設の種別及び能力ごとの数が増加しない場合には、届出は不要です。
- ※2 届出に係る特定施設の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合には、届出は不要です。
- ※3 発生する振動の大きさの増加を伴わない場合には、届出は不要です。
- ※4 工場等の移転により所在地が変更するときは、工場等を廃止し、新たに設置したもののみならず、それぞれに必要な届出をすることになります。